

毎月第3金曜日に、無料相談会を開催しています！！
予約制になっておりますので、事前にお電話にて
ご予約下さい♪

☎ 03-5429-1096

～あなたと大事な人のための 無料相談会

毎月第3金曜日(予約制)

①9:30～ ②11:00～ ③14:30～ ④16:00～

※上記以外の日程については、ご相談下さい



代表 門脇紀彦
司法書士 宅地建物取引士
相続のご相談を中心に、ご高齢者の後見
人や生前対策、老後のお住まいの相談も
承ってきました。不安を解消するお手伝
いをさせていただきます。

お困りごことはありませんか？

- ・遺言書作成
- ・おひとりさま相談
- ・相続の手続き
- ・不動産登記
- ・成年後見人
- ・民事信託
- ・老人ホーム探し

司法書士法人相続法務
東京都世田谷区祖師谷3-4-7 伊地賀ビル1F
☎ 03-5429-1096

人気セミナー ベスト4

1位 元気なうちに始める「老いじたく」

大人気のセミナーです！人生100年時代「自分らしく」
元気に明るく生きるために「今日からできること」を1つ
1つ整理していきます。

2位 成年後見人と身元保証

成年後見人にできることと、身元保証との違いについて。
法定後見人と任意後見人のメリット、デメリットについて。

3位 おひとりさまの「あんしん終活」

遺言書の必要性について。死後事務委任でできること。成
年後見制度(法定後見と任意後見)、認知症対策について。

4位 老後の住まいと生前対策

老後の資金を確保するために自宅をどうするか。リース
バックとリバースモーゲージってどうなの？不動産の生
前対策について。

【定期購読について】

「のりのり通信」の定期購読を
ご希望の方は、右のQRコード
を読み取り送信ください♪



のりのり通信



vol.02 / 2025



人生100年時代
笑顔で生き抜くための
必要な情報をお届けします

世の中をよくするには・・・

先日、中学一年生の息子に、
「世の中をよくするためにはどうすればいいと思う？」
と聞いてみました。
そうしたら「まずは議員を全員離職させることだね。
それでホントに世の中のために仕事をする人だけ選ぶ。
今の議員は自分の欲でやっている人が多すぎる」と回答
が来ました。

普段、ソファで漫画ばかり読んでる息子からまともな
話が返ってきたことに驚くのと、ちゃんと世の中を見て
いるんだと安心しました。
イギリスが選挙権年齢を16歳まで引き下げるとい報道
がありました。意外、子どもの方が大人の本質を見抜ける
のかもしれないね。

門脇紀彦

世田谷グルメ 無添加の鶏白湯のやさしさ

祖師ヶ谷大蔵駅の南側、スーパーオオセキの目の前にある、今年7
月にオープンしたばかりの「濃厚鶏白湯らーめん 登龍門」さん。
普段は一人でラーメン屋に入らない私が「無添加の鶏白湯」の文字
に惹かれ来店。「鶏白湯煮干し醤油 1,300円」をいただきました。
スープは、「朝びきの国産鶏を使用し、肉片を多く残した鶏ガラの旨味
を逃さぬよう特注釜にてじっくり8時間炊き出した無添加の鶏白湯」
で、煮干しが効いた優しいスープ。玉ねぎのみじん切りが絶妙なバラ
ンスで旨い！！麺は、中太麺で少し縮れていてモチリ。麺の風味を
味わえます。鶏チャーシューの火入れがちょうど良く、柔らかくジュー
シー。スープと麺の調和がよく取れていて、又食べたくなる一杯で
す。ランチは麺大盛り無料♪ 秋はよいよラーメンの季節到来。無

添加の優しいスープが、心を
癒してくれます。



濃厚鶏白湯らーめん
登龍門

- 📍 世田谷区砦8-6-27
- ☎ 03-5727-8998
- 🕒 11:00～23:00 (L.O.22:30)
- 🏠 ※現在未定

編集後記

2025年立秋号をお読みいただきありがとうございます。い
かがでしたか？次回号を早く読みたくな
った方も多いのではないのでしょうか？
成年後見人については、司法書士門脇の柔軟性が特に
発揮される分野になります。
一般的な専門家とは「ひと味違う」やり方、考え方、
柔軟性で、ご家族との関わりを大事に仕事をしてお
りますので、それを少しでも感じていただけたら嬉しい
です。
ご意見、ご質問、記事についてのご感想などあれば、
ぜひお寄せくださいね。お待ちしております。
次回もお楽しみに🍁

[制作・編集担当 井本]

『のりのり通信を読んだよ!』というお客様には
エンディングノートを無料で進呈いたします！
事前に必ずお電話下さい📞



柔軟性——身体、心、そして頭のしなやかさを求めて

最近、ヨガをはじめました。

ヨガは、身体の柔らかさだけでなく、心の安定や集中力をもたらしてくれる実践方法と言われています。
忙しい日々の中でヨガのポーズを取る時間を持つことで、体がしなやかになるだけでなく、心の余裕を生むこと
ができます。柔軟な体は、ストレスを軽減し、健康的な生活の維持にもつながるそうです。

「柔軟性」は、心や頭にも必要だと感じています。

特に司法書士としてお客様に向き合う際、心と頭の柔軟性は非常に重要だと感じています。法律的な手続きは一
見すると一様に見えるかもしれませんが、お客様一人ひとりのニーズや状況は異なります。そのため、柔軟な視
点を持ち、多様な解決策を模索する姿勢が求められるのです。

「心の柔軟性」とは、相手の事情に共感し、寄り添う力です。たとえば、お客様が困難な状況に置かれている場
合、その背景を理解し、適切な支援を提供することで信頼関係が深まります。

また、「頭の柔軟性」とは、新しい情報を受け入れ、固定観念に縛られずに創造的な解決策を見つける力です。
これにより、従来の方法では解決できなかった問題を柔軟な対応で乗り越えることが可能になります。

実際、柔軟性を持って対応することで生まれる素晴らしい結果は多々あります。例えば、あるお客様は、複雑な
相続問題に直面していましたが、私たちのチームが柔軟に対応し、家族間の相互の理解を促し、円滑に手続きが
進み、安心して新たな人生をスタートすることができました。柔軟性を発揮することで、お客様だけでなく私
たち自身も成長できるのです。

身体、心、そして頭の柔軟性——これらが高めることで、個人の成長だけでなく、組織全体の活力も向上しま
す。柔軟性はただの「技術」ではなく、生き方そのものです。日々の生活の中で柔軟性を意識しながら、体を動
かし、心を開き、新しい挑戦に頭を向けることを大切にしたいと思っています。皆さんもヨガをはじめませんか？



このコーナーは、世田谷区祖師谷大蔵で1,500件以上の相続のお手伝いをしてきた、「司法書士法人相続法務」の司法書士・門脇紀彦が、わかりにくい相続にまつわるご相談をわかりやすく、Q&A会話方式で説明しながらお答えするコーナーです。皆様からのご質問やご感想もお待ちしております♪



のりのり先生

成年後見制度について ~応用編①~



どう子

Q ---先生、前回の復習も兼ねてなんですけれども、後見人の申し立て、これはどのような流れで進みますでしょうか?

A

申立書を家庭裁判所に出して、家庭裁判所が書類を審査して、「後見人に誰々さんがなってくださいね」という審判が出される……というのが大きな流れです。ご本人の診断書等の提出と同時に、ご本人がどんな財産を持っているのかと、収支報告の予定表も提出します。それを見て、この人だったらこういう後見人がいいよねという感じで家庭裁判所が判断して決めていきます。



のりのり先生



どう子

Q ---どんな風に後見人を選ぶのでしょうか?

A

そうですね。後見人は、親族の方が「私が候補になります!」と自ら手を挙げて選ばれる場合と、何か理由があって親族ではない全く無関係の第三者を裁判所が選ぶ場合があります。ある程度は申立てのときに裁判所に言えば通るんですが、親族間で揉めるとその人はなれなかったり。あとは親族がなれたとしても、財産がたくさんある方は、その管理をするのが親族だけだと難しいだろうと判断されてしまって親族の後見人の上に「後見監督人」という、後見人を監督する人が就くこともあります。



のりのり先生



どう子

Q ---監督人というのは、どんな人が選ばれるのでしょうか?

A

家庭裁判所には「監督人候補者名簿」というものがあるんです。そこに司法書士とか弁護士とか載っているんです。その中から、例えば紛争性がある場合には弁護士さんがいいよねとか、財産管理だったら司法書士がいいよねとか、介護の問題や精神的な病を抱えている方の場合には、福祉の専門家である社会福祉士さんが選ばれたりとか。状況や場面に応じて家庭裁判所が名簿の中から選ぶということになります。



のりのり先生



どう子

Q ---監督人候補者名簿っていうのがあるんですね、



どう子

Q ---監督人がつくると親族後見人はやりづらいなあ……

A

監督人は本当に第三者なので、誰が選ばれるかわからないですからね。なので、財産がたくさんある人は、後見人申し立てをして後見人になった方がいいけど、全然知らない弁護士とか司法書士が来て、そこから信頼関係を1から築こうっていうのも難しいですよ。家庭の事情を知ってるかっていうとそうでもなかったりするの、聞きたいことも聞けなかったりとか、「こういうふうなことをやりたい」と言っても「いやそれはもうできません」と、一刀両断されてしまったりとか、本当に監督人の資質にもよるんですよ。



のりのり先生



どう子

Q ---後見監督人が選ばれないようにする方法はあるんですか?

A

裏ワザがあります。後見人として親族の方と前もって信頼のおける第三者の司法書士や弁護士と一緒に候補者として前もって申し出ちゃう。



のりのり先生



どう子

Q ---先に決めておけるんですか?

A

先にこちら側で後見人の候補者を親族1人じゃなくて第三者をもう1人つけて「この2人でやります、こういう権限分担をしますよ」と。そんな形にすると、家庭裁判所としては、親族ではないもう一方の司法書士や弁護士がきちんと名簿に登載されているし、後見人を監督できるような立場の人であれば、監督人をつけようということはずっとこの2人を選びましょうっていうことになるんですよ。これで知っている人と一緒に後見業務ができることになる。最初のストレスがなかったりとか、管理をする上でいろんな事情を汲み取ってもらって、その事情と後見制度の中でできる部分をうまく調整をしながら、管理をしてもらうことができます。



のりのり先生



どう子

Q ---その裏ワザ凄いですね。法律家の方とは、仲良くしておいた方がいいですね。

A

そうですね。最初に、後見人を申し立てるときに本当に必要なのかどうかとか、後見人を誰に選んだ方がいいのかとか、その辺はきちんと慎重に判断してくれる専門家に相談して決めるというのがいいと思います。一度後見人が選任されてしまうと引き返せなくなりますし、もしかすると後見人を立てなくて済む方法があるかもしれないんです。



のりのり先生



どう子

Q ---なるほど。“事前に相談してから決める”ってことが大事ですね。次回は、「後見人ができること」や「できないこと」を教えてくださいー!

